

令和 7 年 4 月 1 日

社会福祉法人 真寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2 内 容

【目標 1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…取得率を 50%以上にすること

女性職員…取得率を 80%以上にすること

〈対策〉

令和 7 年 4 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替職員の確保、業務体制の見直しなど）・実施

【目標 2】

労働者の所定外労働時間を、1 人当たり各月 30 時間未満とする

〈対策〉

令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。

令和 7 年 5 月～ 掲示等により全社員へ周知する。